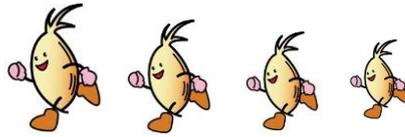


令和4年5月13日（金）

報道発表



団体名：東三河広域連合

担当者：消費生活課

課長補佐 金地 伸浩

問合せ先：0532-51-2306

件名：電気の契約切り替えトラブルや 通販トラブル（詐欺的定期購入）が増えています 『H S N station 最近の相談※』より

東三河広域連合では、域内の8市町村に8か所の消費生活センター・相談室を設置し、国家資格を有した消費生活相談員が月曜日～金曜日の9時～16時30分、様々な消費生活相談に応じています。

今年度から新たに『H S N station 最近の相談』として、増加する相談事例を報道機関の皆様タイムリーに提供し、消費者トラブルの防止に努めていきたいと考えています。

【電気の契約切り替えトラブル～検針票は見せないで～】

【事例】事業者の訪問があり、「電力会社を乗り換えると毎月の電気代が安くなる」と勧誘を受け、「検針票を見せてほしい」と言われたので、見せた。学生で一人暮らしなら「親と相談して乗り換えたいなら電話をして」と名刺を渡された。業者が帰った後、ポストの郵便物で住所・氏名を確認されたかもしれないと心配になり、ネット検索したところ、「検針票のお客様番号を伝えると契約が成立してしまう」と書き込みがあり、不安になった。（20歳代・学生）

- 当所で事業者を確認したところ、相談者名での登録・契約はないことが確認できた。

電力会社等は検針票に記載の顧客番号や供給地点特定番号等により契約を行っています。記載情報を元に勝手に契約を切り替えられるケースもあるため、安易に検針票を見せないようにしましょう。また、業者の訪問には安易に応じず、不要な場合はっきり断りましょう。なお、万一、契約を変更してしまってもクーリング・オフ等ができる場合があります。早めにご相談ください！

【通販トラブル（詐欺的定期購入）～ネット注文での注意～】

【事例】ネット広告を見て、1回限りのお試しで化粧品を注文。「次回発送の10日前までの連絡で、いつでも休止・解約できる」とあったため、販社に電話で解約を申し出たが、特別割引クーポンを利用するコースとなっているので、4回受け取りが条件で総額は4万円以上と言われた。1回限りであることを確認し注文しているので納得できない。注文時にクーポンなど利用した覚えもない。

（40歳代・女性）

- 当所で公式サイトを確認すると、特定商取引法に基づく表記に「特別割引クーポン適用であれば、継続したご利用の約束を条件に、特別価格で提供するコースとなるため、注文確認後の会員都合による4回未満での解約は承っていない」と記載あった。販社に確認したところ、「クーポンを利用する・利用しないは、選択でき、クーポンを選んだ表示画面では4回受け取りが条件であるとの記載がある。相談者はクーポン適用を選択したため4回の受取が必須。」と説明があった。

通信販売にクーリング・オフは適用されず、原則、販売会社が定めた規約に従うことになるため、画面の確認を怠らず、慎重に注文しましょう。

※H S N station とは…東三河広域連合消費生活センター相談ニュースの頭文字から命名。

これまでも啓発チラシ等を作成し配布したり、東三河広域連合のホームページで動画を配信しています。